

○全ての都道府県及び市区町村を対象に、地下水関係条例について網羅的に調査（令和7年10月末時点）を行い、内閣官房水循環政策本部事務局に提出された回答を基に、規制の内容等による分類・整理を行った。

（ポイント）

1. 47都道府県、650市区町村の合計697の地方公共団体が地下水関係条例を制定している。

47都道府県（100%）で 88条例

650市区町村（37%）で 798条例

合計 **697地方公共団体で 886条例**

2. 条例の目的は、地盤沈下の防止（527条例）、地下水量の保全又は地下水涵養（469条例）、地下水質の保全（690条例）、水源地域の保全（262条例）など。

3. 規制等を設けているのは722条例で、全体の約81%であった。

規制の観点、対象行為は、水量の規制（採取行為304条例、地下水涵養133条例など）、水質の規制（事業所設置273条例、地下浸透の禁止87条例など）、水源地域保全のための規制（土地取得24条例、開発行為208条例）など。また、規制手法は、全面禁止、許可制、届出制など。

4. 罰則等を設けているのは534条例で、全体の約60%であった。

懲役まで（207条例）、罰金まで（226条例）、過料まで（31条例）、公表まで（70条例）など。

注）

①本調査は、令和7年10月末時点で制定されている地下水関係条例について、内閣官房水循環本部事務局に提出された回答を基に、分類・整理したものであり、数値等は今後変わることがある。

②全ての都道府県及び市区町村を対象にした本調査の結果に基づく令和5年10月時点の条例からの増減をみると、新規が31、廃止等が7、全体で条例数が24増加している。

## 1. 地下水関係条例を制定している地方公共団体数

	都道府県	政令市	市区町村 (政令市を除く)	計
地方公共団体数	47	16	634	697

## 2. 条例の目的による分類

目的	都道府県 条例数	政令市 条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
地下水関係条例数	88	28	770	886
(1) 地盤沈下の防止	57	19	451	527
(2) 地下水量の保全 又は地下水涵養	36	12	421	469
(3) 地下水質の保全	63	23	604	690
(4) 水源地域の保全	28	8	226	262

- ※ 一つの条例でも複数の目的をもつ場合がある。
- ※ 一つの目的に対して複数の条例を制定している地方公共団体がある。

## 3. 規制の観点、対象行為による分類

規制の観点	対象行為	都道府県条例数	政令市条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
規制等を設けている条例数		76	20	626	722
水量の規制	(1)採取行為	29	9	266	304
	(2)地下掘削工事	4	8	27	39
	(3)地下水涵養	9	7	117	133
	(4)その他	14	5	220	239
水質の規制	(1)事業所設置	24	6	243	273
	(2)排出規制 <sup>注1</sup>	6	—	19	25
	(3)地下浸透の禁止 <sup>注2</sup>	34	9	44	87
	(4)その他	27	8	102	137
水源地域保全のための規制	(1)土地取得	20	—	4	24
	(2)開発行為	10	5	193	208

※ 一つの条例でも複数の規制の観点、対象行為及び規制手法をもつ場合がある。

注1)汚染水等の排出基準の規定があるもの

注2)有害物質の地下浸透を規制する規定があるもの

## 4. 罰則等による分類

罰則等	都道府県 条例数	政令市 条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
罰則等を設けている条例数	71	14	449	534
(1) 懲役まで	45	7	155	207
(2) 罰金まで	8	6	212	226
(3) 過料まで	10	0	21	31
(4) 公表まで	8	1	61	70

※ 一つの条例において複数の罰則等を規定している場合は、最も重い罰則等を計上している。

・採取量、水源地保全、水質に着目した規制が行われている。

